

平成27年7月17日  
陸前高田市教育委員会

## 市立気仙小学校建築設計業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「市立気仙小学校建築設計業務」を受託する候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 1 プロポーザルの実施方針

東日本大震災の津波により、旧気仙小学校校舎は全壊となるなど甚大な被害を受けるとともに、旧長部小学校校舎についても地震により学校施設の構造体に影響を受け耐震性能が低下する等の被害を受けました。

そこで、学校の復興に当たり、学校規模の適正化の観点から小学校の統合化を目指し、平成24年5月に「気仙・長部統合小学校づくり協議会」を発足させました。

統合小学校については、平成24年12月20日に開催された陸前高田市議会において、学校名を「陸前高田市立気仙小学校」に正式決定し、平成25年4月1日より旧長部小学校校舎において開校しました。

本プロポーザルは、新校舎の建設に当たり、「気仙小学校整備に関する基本計画」の内容を十分に理解し、陸前高田市の地域特性、周辺環境との調和等を図りつつ、豊かな創造性と高い技術力、独創的アイデアとノウハウをもって設計を行うことが出来る能力を有する設計者及び当該設計者が所属し、本業務に対する真摯な取り組みにおいて十分な人員を配置できる設計事務所を選定することを目的としています。

さらに、当該設計者は「学校づくりデザイン会議（代表：羽藤英二東京大学教授）」及び「（仮称）気仙小学校学校づくり懇話会」の実務者の一員として議論に参画し、その結果を計画内容に柔軟かつ真摯に反映させられる体制構築の能力を有する者としします。

## 2 審査委員長からのメッセージ

大きな災害を受けた地域にとって、未来を担う次の世代を教育する場は希望以外の何ものでもありません。陸前高田市は高田東中学校に引き続きプロポーザルで全国からアイデアを募ることになりました。この地域の未来を感じさせる意欲的な案を募ります。ここで学ぶ若者たちの、そして市民の希望を、建築という形で提案してください。

敷地は今泉地区の高台移転のために作られた大規模な造成地の端にあります。もともと造成地の中央に計画されましたが、その後造成の範囲が狭まり、結果として端に位置することになりました。いずれにしても、この施設はこの団地の中心となる建物です。

昨今の建設物価の高騰から、実現性についても考慮すべきだと考えています。素晴らしいアイデアでも、実現化の過程でそのアイデアが減速してはなんにもなりません。このあたりに対する配慮も思い浮かべながら案を考えていただきたいと思います。

プロポーザルの主旨は、提案される案を通してこのプロジェクトにふさわしい設計者を選定する、というところにあります。提案された内容がそのまま無条件で実現されるわけではありません。市当局や地元との折衝を重ねて、より現実に即した案に成熟していくことを期待しています。この道のりを乗り越えて素晴らしい建物に結実させることができる設計者を選定したいと考えています。

復興はいまだに道半ばです。陸前高田市の復興にとって貴重な一里塚となるこのプロジェクトに、多くの優れた提案が寄せられることを期待しています。

審査委員長 内藤 廣

## 3 業務の概要

### (1) 業務名

市立気仙小学校建築設計業務

### (2) 業務内容

ア 気仙小学校基本設計・実施設計 一式（建築、電気設備、機械設備、外構）

(7) 監理業務については本契約外とし、別途協議とする。

(1) 敷地造成について、本市が別途委託契約する機関と調整し設計に反映すること。

イ 学校づくりデザイン会議、（仮称）気仙小学校学校づくり懇話会への参加、資料作成

(7) 学校づくりデザイン会議は3回程度を予定。

(1) （仮称）気仙小学校学校づくり懇話会は2回程度を予定。

### (3) 履行期間

契約日翌日～平成29年3月（予定）

### (4) 発注者

陸前高田市長 戸羽 太

### (5) 事業計画の概要（事業計画については予定であり、今後変更になる可能性がある）

ア 施設名称

陸前高田市立気仙小学校

イ 施設の場所

岩手県陸前高田市気仙町地内

ウ 施設用途

小学校

エ 敷地条件

(7) 敷地の面積（関係者と調整の上、変更される可能性がある。）

約19,000m<sup>2</sup>（別途実施する測量調査により確定される。）

(1) 地域・地区

・ 用途地域：第一種中高層住居専用地域

・ 建ぺい率：60%

・ 容積率：200%

・ 日影規制：あり

※ 測定面：平均地盤面からの高さ4m。

※ 規制値：5～10m／4時間、10m超／2.5時間。

※ 日影規制は建築基準法施行条例（平成12年3月28日条例第37号）第10条及び建築基準法別表第四による。

オ 施設の条件

(7) 工事種別

新築工事

(1) 施設面積

・ 校舎：3,200m<sup>2</sup>程度

・ 体育館：900m<sup>2</sup>程度

・ プール：900m<sup>2</sup>程度

(7) 生徒定員

70名程度

(2) クラス数

6クラス＋特別支援学級

(7) 想定職員数

20名程度

カ 事業予算（予定）

約23億円（税込）

※ 設計・監理費、本体工事費、外構工事費、備品費（什器・家具等）を含む。

キ その他

その他敷地・設計条件は、別添の資料を参照。

(6) 事業スケジュール

平成27年度：基本設計

平成28年度：実施設計

平成29～30年度：工事・移転準備

平成30年度：新校舎供用開始

#### 4 プロポーザルの概要

##### (1) 選定・特定方式

選定・特定方式は、以下のとおりとする。

審査段階	審査方法	備考
参加表明	参加資格及び要件を確認する。	参加資格及び要件を満たさない者のみ失格とする。
第1次審査	技術提案者の能力及び技術提案の書類審査を行う。	参加者から5者程度選定する。
第2次審査	ヒアリング（公開）を実施し、技術提案書の内容を精査し評価する。	第1次審査で選考された者から最優秀者及び優秀者を特定する。

##### (2) 選定結果の公表及び通知

選定結果は、速やかに、陸前高田市公式ホームページ

「<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>」（以下「HP」という。）で公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第2次審査の対象となった者に対して、その旨を書面により通知する。

最優秀者及び優秀者の特定理由を後日、HPで公表する。

##### (3) 主要スケジュール

主要なスケジュールは、以下のとおりとする。

① 公示	平成27年7月17日（金）
② 参加表明書の提出期限	平成27年8月5日（水）午後5時
③ 質問受付期間	平成27年7月17日（金） ～7月24日（金）正午
④ 質問回答結果の公表（予定）※ <sup>1</sup>	平成27年7月31日（金）
⑤ 技術提案資料の提出期間	平成27年8月17日（月） ～8月21日（金）正午
⑥ 技術提案説明書の一般公開※ <sup>2</sup>	平成27年8月27日（木）
⑦ 第1次審査	平成27年8月27日（木）
⑧ 第2次審査	平成27年9月14日（月）
⑨ 審査結果公表（予定）	平成27年9月15日（火）

※1：質問回答は、HP上で公表する。

※2：技術提案説明書は、第1次審査に先立ち一般公開展示をする。

## 5 参加表明及び技術提案者の選定

### (1) 基本的な方針

参加表明書による選定は、以下で示す基本的な参加要件を満たさない者のみを失格とし、実績の得点化等による評価は行わない。

### (2) 参加に必要な基本的要件

- ア 単体企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「提案事務所」という。）であること。
- イ 共同企業体による提案事務所の代表者は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。
- ウ 平成27年7月17日時点において、提案事務所の代表者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- エ 提案事務所は、単体企業又は共同企業体の構成員以外のもので、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力事務所」という。）について、業務実施体制提案書内に協力事務所として明記できること。技術提案の内容に即して協力事務所における構造一級建築士又は設備一級建築士の関与が必要な場合には、資格者が従事できること。
- オ 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場（総括責任者）として従事すること。
- カ 総括責任者たる提案事務所の代表者は、日本国内に住所を有する者で、建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有すること。
- キ 提案事務所が第1次審査を通過した場合は、第2次審査（9月14日（月））に総括責任者が必ず出席できること。

### (3) 総括責任者に必要な実績

総括責任者となる者は、平成17年4月以降に竣工し、計画通知又は確認申請に基づく検査済証の発行を受けた下記条件を満たす施設の基本設計及び実施設計業務における総括責任者又は主任技術者としての実績を1件以上有すること。

ア 延床面積：1,000㎡以上

イ 建築基準法別表第一第一項から第四項までの（い）欄を主要用途とする建築物における新築工事

### (4) その他

- ア 提案事務所及び協力事務所は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 提案事務所及び協力事務所は、本プロポーザル手続きの開始の告示がなされた日から契約締結の時までの間に国、岩手県又は陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 提案事務所及び協力事務所は、銀行取引停止となっていないこと。
- エ 提案事務所及び協力事務所は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをされ

ている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 提案事務所及び協力事務所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ 提案事務所及び協力事務所は、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできない。

(7) 審査委員

(i) 大学に所属している審査委員の研究室に現に所属している者

キ 以上の事項を遵守し、提出物において虚偽の記載を行わないこと。

#### (5) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添の書式（様式第1号～第3号）に基づき作成する。

ア 参加表明書（表紙） （様式第1号）

イ 総括責任者の経歴 （様式第2号）

ウ 総括責任者の業務実績 （様式第3号）

※ 業務実績を証明する資料の写しをあわせて添付すること。

エ 提案事務所の代表者が所属又は代表する企業の建築士事務所登録通知書の写し若しくは建築士事務所登録証明書（原本）

オ 参加表明書受領通知用定型封筒及び第1次審査結果通知用定型封筒を各1枚（計2枚）

※ 提案事務所の代表者宛とし、宛先住所氏名を記載のこと。各封筒に必要な郵便切手を貼付すること。

## 6 参加手続き及び質問書の提出方法

### (1) 担当部署

陸前高田市教育委員会事務局 教育施設整備室

住所：陸前高田市高田町字鳴石4番地5

電話：0192-54-2111（内線271）

担当：森・水谷（kyoseibi@city.rikuzentakata.iwate.jp）

### (2) 参加表明書の提出

#### ア 提出期限

平成27年8月5日（水） 午後5時まで

#### イ 提出場所

前号のとおり

#### ウ 提出方法

郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出する封筒には「参加表明書在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

#### エ 提出書類

上記5(5)のとおり

### (3) 質問書の提出

#### ア 提出期限

平成27年7月24日（金） 正午まで

#### イ 提出場所

上記6(1)のとおり

#### ウ 提出方法

質問がある場合は、電子メールにより様式第4号をPDFにて添付し提出すること。

郵送、ファックス、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入することとし、記入欄が足りない場合は、適宜記入欄又は用紙を追加して作成すること。

#### エ 提出書類

様式第4号

#### オ 回答方法

平成27年7月31日（金）（予定）にHP上に掲載する。

## 7 第1次審査及び第2次審査における評価及び特定方法

### (1) 基本的な方針

評価は「業務実施体制説明書」及び「技術提案説明書」からなる「技術提案資料」によって行う。

「技術提案資料」は、設計業務における具体的な取組方法・実施体制について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容及び成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案資料に記載された取組方針を反映しつつ、「発注者から提示する資料」、「学校づくりデザイン会議における議論」等をふまえて、発注者と協議の上進めるものとする。

### (2) 技術提案資料の審査のポイント及び作成方法

#### ア 業務実施体制説明書

##### (7) 審査のポイント

提案事務所及び協力事務所の各担当者の役割分担並びに人員構成について、具体名（企業名及び実名）を記載すること。また、関連するこれまでの業務実績を記載する場合は業務名を示し、本プロポーザルとの関係性を示すこと。

##### (8) 作成方法

- ・ A3用紙ヨコ1枚で記載すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとすること（10ポイント以上）。
- ・ 業務実施体制説明書の右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは10ポイントとする。

#### イ 技術提案説明書

##### (7) 審査のポイント

資料1「気仙小学校整備に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）及び資料2「気仙小学校建設推進体制」（以下、「推進体制」という。）を踏まえ、下記のポイントに配慮した提案及び実施方針を記載すること。

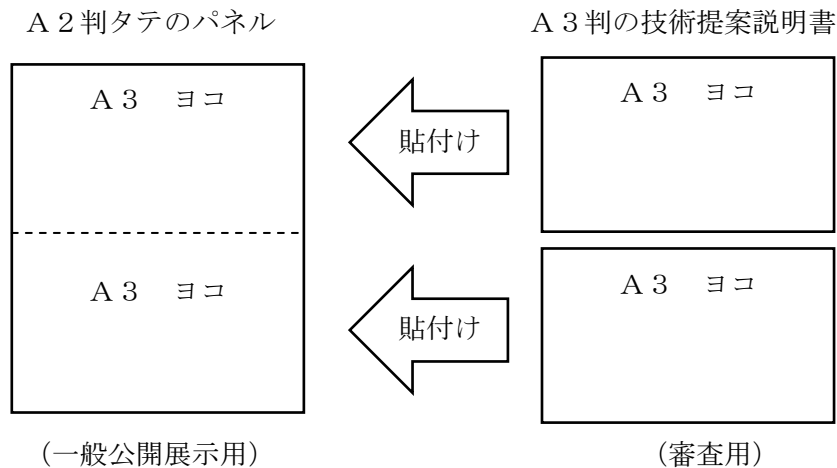
- |   |
|---|
| <p>ポイント i： 基本計画の3つの基本コンセプト（①充実した学びを支える場、②豊かな心の醸成を支える場、③安全で健康的な活動を支える場）における「教育施設」としての空間実現に対する考え方について</p> <p>ポイント ii： 高台移転の造成地における中心としての周辺土地利用との関係性に対する考え方について</p> <p>ポイント iii： 建設に要する費用（ランニングコスト含む）及び建設工期の考え方について</p> <p>ポイント iv： 推進体制の「学校づくりデザイン会議」における設計者としての役割に対する理解度及び関連他事業との調整や学校関係者・地域住民等の意向反映を考慮した業務実施体制構築に対する考え方について</p> |
|---|



(4) 作成方法

- ・ A3用紙ヨコ2枚で記載すること。加えて、作成した提案書をA2判タテのパネルに貼付けたものを提出すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとする（10ポイント以上）。
- ・ パース、スケッチ等、必要と考えるものは適宜判断の上、挿入すること。  
なお、パネル化は、枠を用いず、発泡ポリエチレン等の軽量な材質で厚さ8mm以内のものに貼り付けること。
- ・ 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することが出来る内容の記述（具体的な物件名、人名、社名、写真等）を記載してはならない。仮に記載されていた場合は、失格とし審査の対象外とする可能性がある。
- ・ A3判の技術提案説明書の右上隅（2枚とも）に、返信された参加表明受領書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは10ポイントとする。

（A2判タテのパネル作成要領）



(3) 評価の手順

ア 第1次審査

業務実施体制説明書及び技術提案説明書は、別々に得点化した上で各委員の評価点の総数を基本に評価する。

イ 第2次審査

第1次審査時の評価基準と基本的には同一とし、ヒアリングをふまえて、評価点の更新を行う。

ウ 提案者の説明は、第1次審査時に提出した技術提案資料に基づきパワーポイント等を活用して行うものとし、新たな資料の作成、提出及び提示は認めない。

エ 最終的な特定者の決定に当たっては、審査委員会の意向を踏まえて総合的に判断するものとする。

#### (4) 審査委員会

受注候補者の選定に係る審査は、審査委員会で行う。

なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

##### ア 審査委員

- ・ 内藤 廣（建築家・東京大学名誉教授）※審査委員長
- ・ 中井 検裕（東京工業大学教授）
- ・ 羽藤 英二（東京大学教授）
- ・ 大月 敏雄（東京大学教授）
- ・ 窪田 亜矢（東京大学特任教授）
- ・ 三宅 諭（岩手大学准教授）
- ・ 陸前高田市副市長
- ・ 陸前高田市教育委員会教育長
- ・ 陸前高田市理事
- ・ 気仙小学校校長
- ・ 気仙地区コミュニティ推進協議会代表
- ・ 長部地区コミュニティ推進協議会代表

##### イ 審査日

(7) 第1次審査会（非公開）：平成27年8月27日（木）

(1) 第2次審査会（一部公開※）：平成27年9月14日（月）

※ 提案者による説明及びヒアリングを公開とする。

#### (5) 技術提案説明書の一般公開

提出された技術提案資料のうち技術提案書A2判タテのパネルのみを1次審査に先立ち一般公開する。なお、一般公開は審査に影響しない。

- ・ 日時：平成27年8月27日（木）（予定時間：10時～16時）
- ・ 場所：陸前高田市コミュニティホール

## 8 技術提案資料の提出方法

### (1) 担当部署

陸前高田市教育委員会事務局 教育施設整備室

住所：陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話：0192-54-2111（内線271）

担当：森・水谷（kyoseibi@city.rikuzentakata.iwate.jp）

### (2) 技術提案資料の提出

#### ア 提出期限

平成27年8月17日（月）～21日（金） 正午

#### イ 提出場所

上記8(1)のとおり

## ウ 提出方法

郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出する封筒には「技術提案資料在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

## エ 提出書類

(ア) 技術提案資料提出書（様式第5号） 1部

(イ) 業務実施体制説明書（A3） 15部

(ウ) 技術提案説明書（A3） 15部

※ 技術提案説明書は、1部ごとに左上をホッチキスで綴じること。

(エ) A2判タテのパネル 1部

(オ) (ア)から(ウ)に掲げる書類の電子データ 1枚（CD-R）

※ CD-Rに保存する電子データは、PDF形式1ファイルとすること。

※ CD-Rの表面には参加表明受領書に記載されている登録番号を記載すること。

## 9 交付する書類及び資料

書類及び資料はすべてHP上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

### (1) 実施要領及び様式集

ア 市立気仙小学校建築設計業務公募型プロポーザル実施要領

イ 様式集（様式第1号～第5号）

### (2) 資料編

ア 資料1：気仙小学校整備に関する基本計画

イ 資料2：気仙小学校建設推進体制

ウ 資料3：市域図

エ 資料4：敷地周辺図

オ 資料5：敷地図

カ 資料6：必要諸室等面積表

キ 資料7：小学校区図

ク 資料8：敷地模型写真（参考）

※ 敷地図のCADデータは配布しない。

## 10 その他

### (1) プロポーザル参加に係る費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

### (2) プロポーザルによる評価の対象

監理業務については、本プロポーザルにおける評価の対象とはしない。

### (3) 現地見学について

ア 現地説明会は実施しない。

イ 対象地は高台移転地区内にあり現在造成中のため、現地見学は不可。

**(4) 提出書類の取り扱い**

- ア 提出書類は、返却しないものとする。
- イ 提出書類は、選考及び一般公開の目的以外で、無断で使用しないものとする。
- ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、陸前高田市が必要と認めた場合には、無償で使用できることとする。
- エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、HP上で公表することがある。

**(5) その他**

- ア 本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る公示の入札に参加し又は当該公示を請け負うことが出来ない。
- イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ウ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- エ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して陸前高田市は一切の責任を負わないものとする。